

- 岩田一政日経センター理事長がデジタル通貨「リブラ」について所見（日経新聞朝刊 9 月 6 日朝刊） 2
- 米の住宅 2 公社が民営化へ 3
- ウィーワークの IPO 時の時価総額が予想よりも半減 4
- 続伸する東証 REIT 指数 5
- 地方公共団体が誘致・関与したサテライトオフィスの開設状況について 6
- 温暖化ガス削減 英国では住宅の適合物件に金利割安のローンの議論 7
- 進むインフラの老朽化 8
- 2019 年 4-6 月期の法人企業統計が公表される—目立つ不動産業の好調ぶり— 9
- 米中関税摩擦の最新事情 10
- 世界で進むスマートシティの落とし穴 11
- 令和元年都道府県地価調査が公表される—2 年連続上昇、地方圏の商業地も 28 年ぶりに上昇— 12
- 今回の都道府県地価調査結果をどう見るか 14
- 平成 30 年法人土地・建物基本調査の速報集計結果が公表される—低・未利用地の 7 割は 5 年前から低・未利用地状態— 15

● 岩田一政日経センター理事長がデジタル通貨「リブラ」について所見（日経新聞朝刊 9月6日朝刊）

岩田氏は、「中国ではネット大手のアリババ集団、テンセントなどの民間金融取引もすべて中央銀行の決済ネットワークに組み込まれている。消費者のスマホ決済も普及し、中央銀行がデジタル通貨を発行することは容易だ。スウェーデン中央銀行は1、2年の間に導入の可否を決めるが、現実には中国人民銀行の方が早いかもしれない」と世界の動向を紹介したうえで、「国際決済銀行（BIS）のアグスティン・カルステンズ総支配人は記者会見で「中央銀行はデジタル通貨導入の準備を急ぐべきだ」と従来の慎重姿勢から一歩踏み出した。さらに英イングランド銀行のマーク・カーニー総裁も8月のジャクソンホール会議で、現在の国際通貨システムはドル依存が過大で、ドルの流動性不足が安全資産の希少性プレミアムを高め、先進国の自然利子率（均衡実質金利）を低下させていると論じた。多極化した世界にふさわしい、複数の通貨を合成した「世界を支配する国際通貨」による新たな枠組みの構築を提案した」とこの問題に詳しい有力な有識者の見解を示しつつ、リブラにはシニョレッジ（通貨発行益）はあっても、国家による法定通貨の認定やリブラ協会が破綻リスクに直面した場合の財政の裏付けはない一方、中国のデジタル通貨には裏付けがあることから、中央銀行が主導すべきことは明瞭だと、最近議論百出のリブラ問題について、注目すべき見解を述べた。

● 米の住宅 2 公社が民営化へ

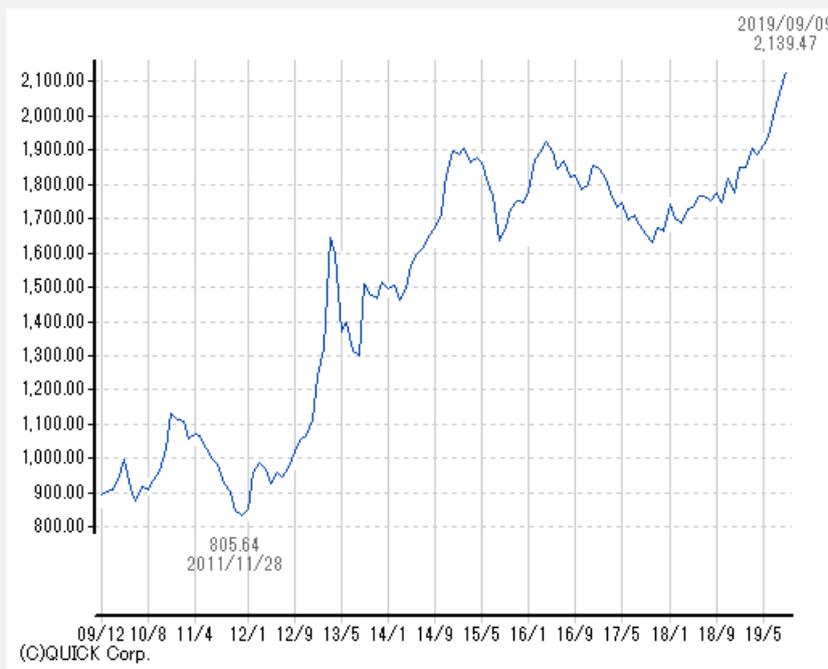
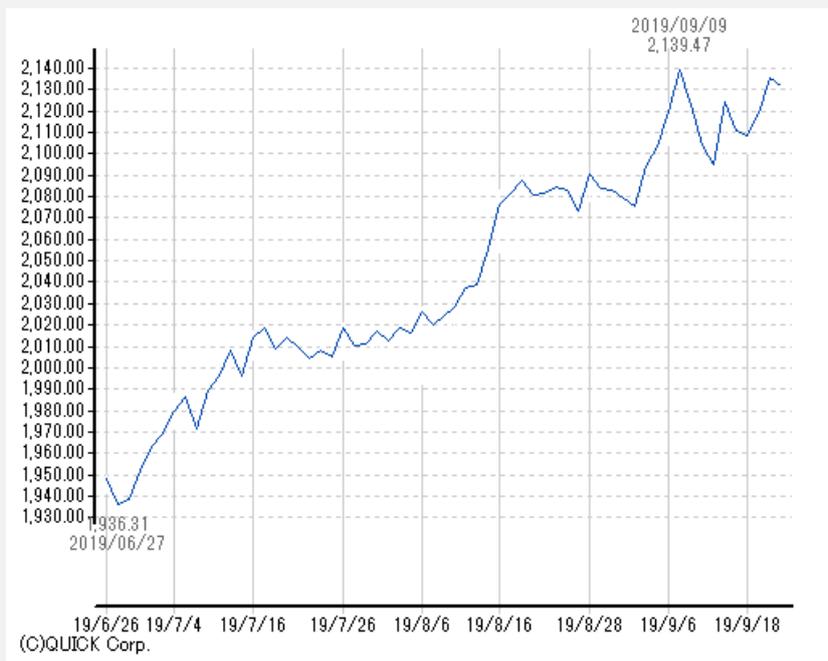
9月6日の日経新聞夕刊は、2008年の金融危機時に住宅市場の崩壊で政府が公的資金を投じて米連邦住宅金融局 FHFA(Federal Housing Finance Agency)の管理下に置いた米連邦住宅抵当公社（ファニーメイ）と連邦住宅貸付抵当公社（フレディマック）について、米財務省が民営化を進める改革案を発表したと報じた。詳細の検討はこれからということだが、住宅ローン市場が順調に回復し、2008年時点での政府出資はすでに回収できたことを背景に、金融機関から30年の固定金利の住宅ローン債権を買い取り、これを証券化して投資家に販売しているファニーメイとフレディマックの業務の正常化に向け、議会による法案審議の動きを後押ししたい意向だという。

● ウィーワークの IPO 時の時価総額が予想よりも半減

9月6日の日経新聞夕刊は、9月中にも米株式市場に上場するとみられている米オフィスシェア大手「ウィーワーク」の運営会社であるウィーカンパニーが予定している新規株式公開（IPO）が、当初の想定時価総額の約半分となる200億ドル（約2兆1千億円）程度にとどまる見通しとなったと報じた。ウィーワークの事業モデルは世界の大都市でオフィス物件を購入・賃借して調達し、改装して設備を整え、個人事業主や企業などの会員に月単位で貸し出すもので、足元の不動産市場が米国を中心に総じて堅調で、賃料も上昇基調にあるため、会員数も6月末時点で52万7千人と、半年間で3割増加しているものの、世界経済の不確実性が高まるなか、賃料水準が下落した場合の収入が大きく減るリスクを抱えており、現状赤字が続く同社の不動産賃貸をベースとする事業の成長性に対して、投資家が厳しい目を向け始めているためだという。

● 続伸する東証 REIT 指数

東京市場では、不動産投資信託（REIT）の総合的な値動きを示す東証 REIT 指数（終値）が、リーマンショック直前の 2007 年 5 月に過去最高値 2612 を記録し、リーマンショック後は 2008 年 10 月の 704 までほぼ一本調子で下落を続けたが、その後は、金融緩和環境の下で、基調的には上昇の動きが続いてきた。この 2019 年 9 月 6 日には、2007 年 8 月以来約 12 年 1 カ月ぶりに初めて指数が 2100 を上回った。これは、世界的な金融緩和観測に加え、オフィス需要が好調なため、賃料上昇による増益増配期待が強いことから、国内外の投資家や地銀などの資金が流入していることによる。



● 地方公共団体が誘致・関与したサテライトオフィスの開設状況について

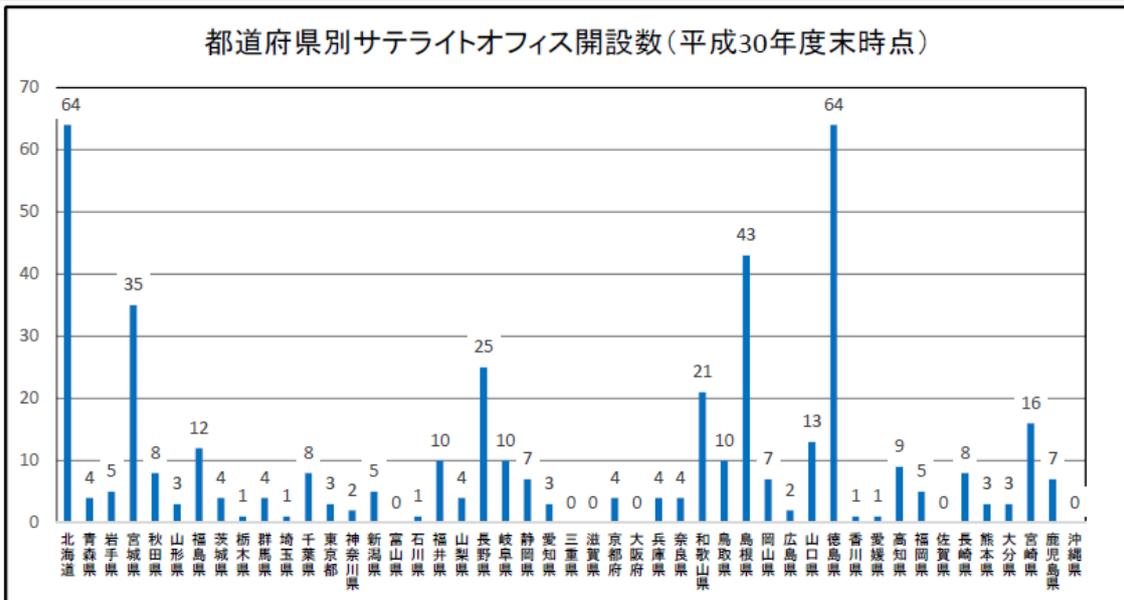
8月23日に総務省より、地方公共団体が誘致又は関与したサテライトオフィスの開設状況調査結果が発表された。地方公共団体に対する調査によると、平成30年度末までのサテライトオフィス開設総数は512社であるが、68社が撤退しており、平成30年度末時点での設置数は444社となっている。毎年度の開設数は、平成25年度以降増加が続いている。また、都道府県別の設置状況は北海道及び徳島県が最多の64社であり、次いで島根県43社となっている。

サテライトオフィスが進出による波及効果としては、地元出身者、U・Iターン者の雇用の受け皿（移住希望者の増加）、交流人口・関係人口の拡大、近隣住民や地元自治会等との連携・交流等による地域の活性化、遊休施設・空き家等の活用等が挙げられている。他方、サテライトオフィス進出によって明らかとなった課題としては、人材の確保（雇用確保等に係る支援）、地元同業者等の理解、定着への取り組み等が挙げられている。

また、誘致企業に対する調査によると、オフィスの形態については、シェアオフィスが35%、独自事務所が64%（未回答1%）となっている。オフィスへの入居の形態については、常勤の要員を配置せず、短期的に利用する「循環型」が27%、常勤の要員を配置している「常駐型」が71%（未回答2%）となっている。

今後の課題・行政等への要請等としては、人材の確保、遠隔地で行う業務の切り分け・運用と当該業務を行う社員の定着、サテライトオフィスと他拠点の移動手手段・経費等に関する支援などが挙げられている。

サテライトオフィスの立地は今や地域振興の有効な手段の一つになっている。とはいっても、大都市圏以外でも、道県によってサテライトオフィスの開設数には大きなばらつきがあり、都道府県・市町村のサテライトオフィス誘致に向けた取組みの度合いにはかなり差があるように見受けられる。



注)「地方公共団体が誘致又は関与したサテライトオフィスの開設状況調査結果」(総務省)より抜粋。

● 温暖化ガス削減 英国では住宅の適合物件に金利割安のローンの議論

9月13日の日経新聞朝刊は、英紙フィナンシャル・タイムズ（FT）のニューズレター「モラル・マネー」9月11日号の記事、英国における一般住宅での温暖化ガスの排出削減に取り組む試みを紹介している。

その内容は、英ロンドンに設立された団体「グリーン・ファイナンス・イニシアティブ（GFI）」を率いるリアン・マリ・トーマス氏が FT 主催のイベントに登壇し、英国が本気で温暖化ガスの排出削減に取り組むなら、最近規制が強化された既存の非住宅建築物のみならず、一般住宅にも厳しい環境規制基準を適用し、金融の力を使って、この動きを加速させようという提案だ。過去にシニアバンカーとして活躍したトーマス氏は、厳しい基準に対応した住宅物件には割安な金利を適用する「緑の住宅ローン」を開発した実績があり、気候変動の問題をより真剣にとらえる金融機関が増えているなかで、このテーマを突破口に、ロンドンがグリーン・ファイナンスの中心地になる地位の確立を目指しているという。

折しも、日本でも、今年、建築物省エネ法が改正され、非住宅建築物の環境規制基準が強化されたが（施行は2021年4月）、一般住宅には及んでいない。しかし、住宅分野でも、グリーンエコノミー、ESG 目線での対応の重要性を指摘する日本の政府・業界関係者は増えており、英国の上記動きの本格化は日本での動きにも大きな影響を与える可能性がある。

● 進むインフラの老朽化

日経新聞 9 月 14 日朝刊一面は、「老朽インフラ、日本の隘路に」と題し、大規模停電を引き起こした台風 15 号に関連した送電線等の電力インフラの脆弱性を報じた。記事はインフラの老朽化は電力以外でも深刻だとして、建設から 50 年以上が経過する道路、河川、港湾施設の割合が 2018 年 3 月時点で 73 万ある道路橋で 25%、1 万超のトンネルで 20%、5 千の港湾岸壁で 17%に及び、15 年後の 2033 年には道路橋の 6 割超、トンネルでも 4 割が建設から 50 年を超えると報じた。こうした中で、財政状況が先進国中最悪の日本では、人口減少に備えて既存インフラの廃止や、住宅や商業施設を集約する「コンパクトシティ」が老朽インフラ対策の重要な選択肢だとしながら、「住民の反発を恐れて自治体での議論はほとんど進んでいない」と警鐘を鳴らす名古屋大学の中村光教授の発言を引用し、維持すべき施設を選別する方法論は専門家の間でも議論は深まっていないと危機感をにじませた。平成 30 年 12 月 1 日に閣議決定された「国土強靱化基本計画」をみても、12 の個別分野及び 5 の横断的分野ごとの推進方針において、「老朽化対策分野」の施策は 16 番目の項目に位置付けられ、必ずしも重点が置かれているようには見えない。

(参考) 日経新聞が指摘した建設後 50 年以上のインフラの割合例

インフラ施設	設置数	建設後 50 年以上老朽インフラ割合 (%)	
		2018 年	2035 年
道路橋	73 万橋	25%	63%
トンネル	1.1 万	20%	42%
河川管理施設	1 万	32%	62%
港湾岸壁	0.5 万	17%	58%

(注) 日経新聞 2019 年 9 月 14 日朝刊一面の記事から作成。

● 2019年4-6月期の法人企業統計が公表される—目立つ不動産業の好調ぶり—

9月2日に公表された今年の4-6月期の法人企業統計をみると、売上高では全産業の前年同期比増減率0.4%増（非製造業では1.0%増）に対し、不動産業は16.6%増、また、設備投資では全産業の前年同期比増減率1.9%増（非製造業では7.0%増）に対し、不動産業は45.5%増と好調さが目立った。売上高と設備投資、それぞれの不動産業の増加寄与度の非製造業内での順位をみると、売上高ではサービス業に次いで第2位、設備投資では第1位（第2位は物品賃貸業）となった。なお、経常利益については、全産業の前年同期比増減率12.0%減（非製造業では1.6%減）に対し、不動産業の前年同期比増減率は6.0%減であった。土地取得費や労務費の上昇等が影響したものと思われる。

○ 主要項目における寄与の大きい業種

				主要業種		増加率
				順位		
売上高 全産業 〔増加率〕 0.4	製造業 (▲1.2)	増収	1	食料品	7.3	
			2	業務用機械	19.8	
		減収	1	電気機械	▲17.8	
			2	情報通信機械	▲10.1	
	非製造業 (1.0)	増収	1	サービス業	7.2	
		2	不動産業	16.6		
経常利益 全産業 〔増加率〕 ▲12.0	製造業 (▲27.9)	増益	1	-	-	
			2	-	-	
		減益	1	情報通信機械	▲84.6	
			2	電気機械	▲32.6	
	非製造業 (▲1.6)	増益	1	卸売業、小売業	3.0	
		2	物品賃貸業	16.7		
設備投資 (ソフトウェア投資額を含む) 全産業 〔増加率〕 1.9	製造業 (▲6.9)	増加	1	業務用機械	46.6	
			2	化学	6.4	
		減少	1	情報通信機械	▲43.4	
			2	石油・石炭	▲48.7	
	非製造業 (7.0)	増加	1	不動産業	45.5	
		2	物品賃貸業	29.4		
減少	1	電気業	▲23.0			
	2	運輸業、郵便業	▲11.3			

(注) 1. 「主要業種」には、報道発表資料に掲載している業種の中で、寄与度の上位、下位2業種に掲載している。
 2. 増加率は対前年同期増加率である。
 3. 全産業及び非製造業には金融業、保険業は含まれていない。

● 米中関税摩擦の最新事情

昨年7月に始まった米中の関税摩擦は激しさを増している。

図表のとおり、昨年7月から9月にかけて、米中双方から第1弾（7月6日発動）、第2弾（8月23日発動）、第3弾（9月24日発動）の輸入品に対する関税引き上げ措置が採られていたが、さらに、今年8月23日にはトランプ大統領が、

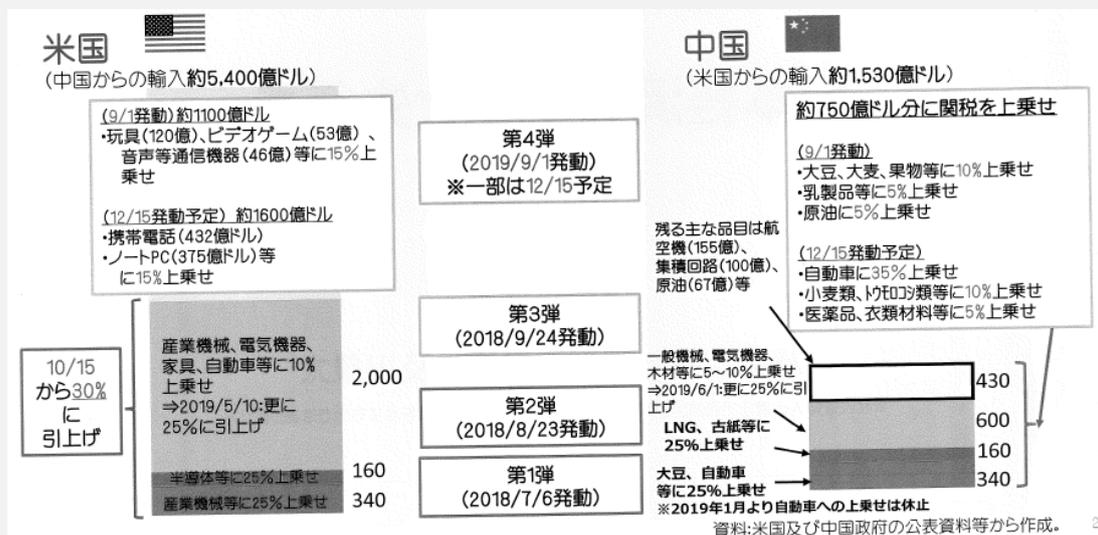
◎第1弾～第3弾分(約2500億ドル相当)の輸入品に対し、10月15日から関税を30%（現在25%）に引き上げると表明した。なお、10月15日からの発動は当初は10月1日とされていたが、中国建国70年の国慶節の記念日を避けるため、中国側の事情に配慮し、先送りしたものと説明されている。

◎第4弾分（約2700億ドル相当）については、9月1日に玩具、ビデオゲーム等の約1100億ドル分を、残りの携帯電話、ノートパソコン等の約1600億ドル分は12月15日から15%の追加関税を課すと表明した。

一方、中国側は同日の8月23日に、

◎輸入品約750億ドル相当（品目の詳細は不明）に対し、9月1日（一部12月15日）から、5～10%（自動車については12月15日から35%）の追加関税を課すと発表した。

（図表）



● 世界で進むスマートシティの落とし穴

9月20日の日経新聞夕刊一面トップ記事は「都市、データで効率管理」というスマートシティ構想を進めるカナダ、アメリカ、インド、香港を含む中国各国の取り組み状況を紹介する記事であった。これが市民の安全や暮らしやすさを高める可能性を秘めるのは確かだろうが、記事は、やり方次第では、必要なデータ利用のルール整備が後手に回り、プライバシーを脅かす「監視社会」の懸念もくすぶることから、個人情報利用や保存の目的を明確にし、目的外の使用を防ぐ仕組みづくりが重要になるとして、関係者への注意を促した形だ。なお、日本のスマートシティづくりについての具体的な記述はなかった。

● 令和元年都道府県地価調査が公表される—2年連続上昇、地方圏の商業地も28年ぶりに上昇—

9月19日に公表された都道府県地価調査によると、全国平均では、全用途平均(0.4%)が2年連続で上昇し、上昇基調を強めている。三大都市圏をみると、全用途平均(2.1%)、住宅地(0.9%)、商業地(5.2%)、工業地(2.9%)のいずれの用途でも、各圏域において上昇が継続し、上昇基調を強めている。地方圏では、商業地が平成3年以来28年ぶりに上昇(0.3%)に転じ、全用途平均(▲0.3%)、住宅地(▲0.5%)は下落幅の縮小傾向が継続している。地方圏のうち、地方四市(札幌市、仙台市、広島市、福岡市)では、いずれの用途でも上昇が継続し、上昇基調を強めている。

この背景として、住宅地では、雇用・所得環境の改善が続く中、低金利環境の影響や住宅取得支援策等による需要の下支え効果もあり、交通利便性や住環境の優れた地域を中心に需要が堅調であること。商業地については、景気回復に伴い高水準の企業収益が続く中、主要都市でオフィスビルに対する需要が堅調で、空室率の低下、賃料の上昇が見られること。また、外国人観光客をはじめとする国内外からの訪問客の増加している地域や交通インフラや再開発事業等の進展に伴い利便性や繁華性の向上が見られる地域では店舗、ホテル等の進出意欲が旺盛であることなどがあげられる。

都道府県別にみると、住宅地では、変動率がプラスになった都道府県が今年の9から15となり、神奈川県、石川県、京都府、広島県、熊本県、大分県が新たにプラスに転じた。商業地では、昨年と同様に19の都道府県で変動率がプラスとなっており、香川県、長崎県で下落から横ばいとなった。2%以上の下落を示したのは住宅地、商業地とも秋田県のみとなっている。

上昇率が高かった地点をみると、上位10地点のうち北海道が3地点(倶知安-2 60,000円/㎡ 66.7%上昇など)、沖縄が4地点(沖縄5-9 580,000円/㎡ 50.3%上昇など)、大阪が2地点(中央5-3 24,400,000円/㎡ 45.2%上昇など)、京都(東山5-1 3,080,000円/㎡ 41.9%)が1地点入っており、いずれも外国人観光客をはじめとする国内外からの訪問客が増加しており、店舗やホテル用地の需要や関連の従業員向け住宅需要が旺盛なことによる上昇となっている。

一方で、下落率が高かった地点をみると、下位10地点には岡山県(倉敷-40 28,600円/㎡ ▲16.1%など)及び広島県(三原-6 16,000円/㎡ ▲15.8%など)がそれぞれ2地点、北海道が6地点(美唄-1 2,350円/㎡ ▲9.6%など)入っており、昨年7月の西日本豪雨の被災地や人口減少や高齢化の進行に伴い利便性が劣り需要も少ない地域が下落率上位となっている。

また、地方圏において、静岡県長泉町(住宅地 0.6%上昇 静岡県▲1.0%)、鳥取県日吉津村(住宅地 3.2%上昇 鳥取県▲1.0%)などのように、県内の住宅地の平均変動率がマイナスの中で、生活利便性や保育施設の充実や中学生まで医療費の無料化などの自治体独自の子育て支援策により人口が増加し、地価が上昇しているところもある。

地価は三大都市圏を中心に上昇基調を強め、全国的に地価の回復傾向が広がっているが、全用途の地点数でみると、三大都市圏で約59%、地方4市で約92%の地点が上昇となっている一方で、地方4市を除く地方圏では約20%の地点が上昇で、約61%の地点が下落となっており、地価の二極化、個別化が進行している。今後とも、引き続き、わが国の経済を取り巻く状況に注意しつつ、地価の動向について注視していくことが必要である。

(参考) 圏域別、用途別対前年平均変動率

(単位：%)

	全用途平均					住宅地					商業地				
	H27調査	H28調査	H29調査	H30調査	R元調査	H27調査	H28調査	H29調査	H30調査	R元調査	H27調査	H28調査	H29調査	H30調査	R元調査
全国	▲0.9	▲0.6	▲0.3	0.1	0.4	▲1.0	▲0.8	▲0.6	▲0.3	▲0.1	▲0.5	0.0	0.5	1.1	1.7
三大都市圏	0.9	1.0	1.2	1.7	2.1	0.4	0.4	0.4	0.7	0.9	2.3	2.9	3.5	4.2	5.2
東京圏	1.0	1.1	1.3	1.8	2.2	0.5	0.5	0.6	1.0	1.1	2.3	2.7	3.3	4.0	4.9
大阪圏	0.6	0.8	1.1	1.4	1.9	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	2.5	3.7	4.5	5.4	6.8
名古屋圏	1.1	1.1	1.2	1.5	1.9	0.7	0.5	0.6	0.8	1.0	2.2	2.5	2.6	3.3	3.8
地方圏	▲1.5	▲1.2	▲0.9	▲0.6	▲0.3	▲1.5	▲1.2	▲1.0	▲0.8	▲0.5	▲1.6	▲1.1	▲0.6	▲0.1	0.3
地方四市	2.4	4.0	4.6	5.8	6.8	1.7	2.5	2.8	3.9	4.9	3.8	6.7	7.9	9.2	10.3
その他	▲1.7	▲1.4	▲1.1	▲0.8	▲0.5	▲1.6	▲1.4	▲1.1	▲0.9	▲0.7	▲1.9	▲1.5	▲1.1	▲0.6	▲0.2

(参考) 上昇・横ばい・下落の地点数及びその割合

	住宅地				商業地				全用途			
	上昇	横ばい	下落	計	上昇	横ばい	下落	計	上昇	横ばい	下落	計
全国	4220	2841	7596	14657	2183	848	2064	5095	6802	3986	9946	20734
	28.8%	19.4%	51.8%		42.8%	16.6%	40.5%		32.8%	19.2%	48.0%	
三大都市圏	2046	1056	1004	4106	1196	172	104	1472	3423	1275	1118	5816
	49.8%	25.7%	24.5%		81.3%	11.7%	7.1%		58.9%	21.9%	19.2%	
東京圏	1319	608	532	2459	734	86	53	873	2166	707	587	3460
	53.6%	24.7%	21.6%		84.1%	9.9%	6.1%		62.6%	20.4%	17.0%	
大阪圏	403	344	370	1117	283	50	26	359	737	411	401	1549
	36.1%	30.8%	33.1%		78.8%	13.9%	7.2%		47.6%	26.5%	25.9%	
名古屋圏	324	104	102	530	179	36	25	240	520	157	130	807
	61.1%	19.6%	19.2%		74.6%	15.0%	10.4%		64.4%	19.5%	16.1%	
地方圏	2174	1785	6592	10551	987	676	1960	3623	3379	2711	8828	14918
	20.6%	16.9%	62.5%		27.2%	18.7%	54.1%		22.7%	18.2%	59.2%	
地方4市	290	18	20	328	174	1	2	177	471	20	22	513
	88.4%	5.5%	6.1%		98.3%	0.6%	1.1%		91.8%	3.9%	4.3%	
その他	1884	1767	6572	10223	813	675	1958	3446	2908	2691	8806	14405
	18.4%	17.3%	64.3%		23.6%	19.6%	56.8%		20.2%	18.7%	61.1%	

(注) 継続地点について、上昇・横ばい・下落の区分別に集計 (単位：地点)

● 今回の都道府県地価調査結果をどう見るか

9月23日のNikkei Viewsに日経新聞編集委員の谷隆徳氏が「地価上昇、額面通り受け取れぬ 回復局面の転換近づく」との一文を載せている。簡単に概要を説明しよう。

国土交通省が7月1日時点の基準地価を公表し、冒頭には「地価は上昇基調を強めている」との一文がある。その趣旨は、旺盛なオフィス需要や訪日客の増加などを背景に全国平均で2年連続の上昇となり、回復の裾野は地方にも広がっているというものである。

説明を額面通りに受けとれば地価は堅調となるが、足元の動向をみると上昇は鈍り始めており、長らく続いた回復局面はむしろ転換点に近いのではないだろうというのが谷氏の主張である。

その根拠として、全国1600か所の半年間の動きがわかるポイントで見ると、住宅地の上昇率が、2018年下期の0.8%から19年上期には0.7%にわずかながらも縮まったこと、商業地も2.4%から2.3%になったこと、米中貿易戦争を受けた世界経済や企業業績の動向が反映されていないこと、新設住宅着工戸数が今年4月以降は6月を除いて前年を下回り、首都圏でのマンションの売れ行きも今年に入って明らかに落ちていること、東京五輪を目指したホテルなどの建設もすでにピークを超したこと、すでに日本には2018年で850万戸近い空き家があることなどが挙げられている。

10月の消費増税を控えて、今後も企業業績や所得環境の改善が続くのかどうか。力強い実需の支えがなければ、地価は早晩、調整局面に入るだろうと結んでいる。

● 平成 30 年法人土地・建物基本調査の速報集計結果が公表される－低・未利用地の 7 割は 5 年前から低・未利用地状態－

9 月 24 日、国土交通省は全国の法人が所有する土地・建物の実態を明らかにする平成 30 年法人土地・建物基本調査の速報集計結果を公表した。同調査は 5 年周期で実施しており、平成 5 年に開始して以来、今回は 6 回目の調査となる。主な調査結果は次のとおり。

平成 30 年 1 月現在、土地を所有している法人は約 70.6 万法人で法人総数（約 196 万法人）の 36% で前回調査に比べて 3.2% 上昇している。所有する土地の面積は 2.7 万 k m² で平成 5 年の調査開始以降、増加傾向が続いている。業種別の土地所有状況は、「宗教」「製造業」「建設業」「不動産業、物品賃貸業」で全体の過半数を占めている。

低・未利用地（駐車場、資材置場、利用できない建物及び空き地の合計）については、約 43 万件の低・未利用地のうち「5 年前から低・未利用地」であった土地は約 28.9 万件（67.1%）と、多くが継続的に低・未利用の状態になっている。さらに、「5 年前から低・未利用地」で今後も「転換の予定はない」土地は約 19.7 万件で、低・未利用地全体に占める割合は 45.7% となっている。

また、資本金 1 億円以上の会社法人について、過去 1 年間（平成 29 年 1 月から 12 月）に土地の購入又は売却を行った法人数については、土地を購入した法人が約 2.7 万法人、売却した法人は約 3 万法人となっている。購入した土地の所在地は、東京圏が 37.4%、名古屋圏 5.7%、大阪圏 10.1%、地方圏 36.3% となっており、一方、売却した土地の所在地は、東京圏 37.7%、名古屋圏 4.4%、大阪圏 14.0%、地方圏 32.9% となっている。前回調査（平成 24 年の購入・売却）と比較すると、購入・売却ともに地方圏の割合が上昇している（購入：31.4%→36.3% 売却：27.9%→32.9%）。